(継続検査OSS)

保適証サービス (電子保安基準適合証システム) ご利用マニュアル

2017年5月

自動車情報管理センター(AIRAC) (一般社団法人日本自動車整備振興会連合会)

〔1.3版〕

資料の構成

1.	保適証サービス(電子保安基準適合証システム)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)保適証サービスとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2)保適証サービスの対象範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3)電子保安基準適合証登録項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4)保安基準適合標章について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(5)保安基準適合証(標章)管理簿について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(6)保適証サービスのご利用パターン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(7)保適証サービス利用までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2.	利用申込みについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(1)利用申込み手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3.	利用開始について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(1)利用開始手順(事業場内ユーザーの登録) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4.	登録内容の変更・削除について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(1)登録内容の変更手順(事業者及び拠点管理担当者、指定自動車整備事業場及び事業場管理責任者の情報)・・	37
	(2)登録内容の変更手順(利用料の口座振替・自動払込用口座) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	(3)登録内容の削除手順(事業者、指定自動車整備事業場の全ての情報) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
5.	利用料金のお支払いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	(1)通常のお支払い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	(2)口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
6.	問合せについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	(1)保適証サービスに関する問合せ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

1.保適証サービス (電子保安基準適合証システム) について

(1)保適証サービスとは

平成29年4月より「継続検査のワンストップサービス(OSS)」がスタートします。 <u>継続検査OSSにおいては保安基準適合証の電子化が必須</u>となりますが、保適証サービス(電子保安基準適合証システム)は、継続検査OSSに 必要な指定自動車整備事業場からの電子保安基準適合証の情報を受付ける窓口であり、受付けた電子保安基準適合証の情報を一元的に管理し、 国のシステムからの照会に回答するサービスを担うシステムで、「継続検査のワンストップサービス(OSS)」になくてはならないシステムです。 なお、「継続検査のワンストップサービス(OSS)」の実施の有無にかかわらず、保安基準適合証を電子化することが可能です。 ※自賠責情報の電子化も「継続検査のワンストップサービス(OSS)」の条件のひとつです。



4

【参考1】保適証サービスWEBページについて(ログイン方法)



【参考2】保適証サービスWEB画面(ログイン後画面:保適証手続き)



※実際はログインするユーザー(権限)により利用できる項目が制限されます。

(2) 保適証サービスの対象範囲

保適証サービス(電子保安基準適合証)の対象範囲は、保安基準適合証を扱う申請を対象とし、限定保安基準適合証は対象外とします。 (平成29年4月1日現在)

申請手続			証明書	保適証	限定保適証
		<u> </u>	新車	_	_
	OSS申請	<u> </u>	中古車	0	×
		継続検査申請	指定整備車	0	×
		<u> </u>	新車	_	—
登録車		新祝 豆 球快宜中 _讲	中古車(二輪車を含む)	0	×
	灾口由注	继续校本由建	指定整備車(二輪車を含む)	0	×
	芯口中萌	胚枕快宜中 雨	検査車	_	—
		又供怜木山註	新車	_	—
		了頒快宜中萌	中古車(二輪車を含む)	0	×
		<u> </u>	新車		_
		机况豆球快宜中调	中古車	0	×
权白利市	灾口由注	继续检查中建	指定整備車	0	×
111日 11日 	芯口中萌	胚 枕快宜中 _间	検査車	_	—
			新車		_
		了哺饮宜甲胡	中古車	0	×

【凡例】 O:電子化対象 ×:電子化対象外 —:対象外(証明書扱いなし)

- ※ 1検査における自動車検査員(検査年月日)が6名以上の場合は対象外となります。
- ※ 乗車定員・最大積載量・車両総重量の自動車検査証の記載欄の表示が、下記のようになっている登録車は対象外となります。

ਯ <u>중</u> 登	乗車定員	最大積載量	車両総重量	_
ネ 録 の 車	[1] 1 人	[30000] 26000[40000]kg	[7515] 5755kg	-

乗車定員・最大積載量・車両総重量の何れかの自動車検査 証の記載欄の上段に括弧書きにて人数や重量が記載されて いる登録車は対象外となります。(<u>軽自動車は対象)</u>

- ※ 自賠責保険証明書情報が4つ以上に分かれる車両は対象外となります。
- ※ 中古予備検査以外の申請において当該サービスで保適証を登録する車両については自賠責保険への事前加入が必須となります。

(3) 電子保安基準適合証登録項目

以下の情報を集約したものが電子保安基準適合証ファイルとなります。(車両により使用しない項目が存在します。)

項番	項目名	項番	項目名
1	データレコード種別(登録・訂正・削除)	27	乗車定員1
2	保適証番号	28	乗車定員2
3	事業場ID	29	幼児定員1
4	適合証区分	30	幼児定員2
5	自動車区分	31	最大積載量1
6	申請種別	32	最大積載量2
7	検査種別	33	用途
8	保適交付者	34	車両総重量1
9	車台番号	35	車両総重量2
10	交付年月日	36	最終検査申請日
11	自動車検査員ID1	37	保険期間(自)
12	検査年月日1	38	保険期間(至)
13	自動車検査員ID2	39	自賠責保険証明書情報-紙電子種別1
14	検査年月日2	40	自賠責保険証明書情報-証明書番号1
15	自動車検査員ID3	41	自賠責保険証明書情報-保険会社名1
16	検査年月日3	42	自賠責保険証明書情報−紙電子種別2
17	自動車検査員ID4	43	自賠責保険証明書情報−証明書番号2
18	検査年月日4	44	自賠責保険証明書情報−保険会社名2
19	自動車検査員ID5	45	自賠責保険証明書情報-紙電子種別3
20	検査年月日5	46	自賠責保険証明書情報-証明書番号3
21	自動車登録番号情報−標板文字	47	自賠責保険証明書情報-保険会社名3
22	自動車登録番号情報−分類番号	48	走行距離計表示値
23	自動車登録番号情報-仮名文字	49	走行距離計表示値設定
24	自動車登録番号情報−番号	50	引戻訂正削除理由
25	使用者氏名または名称	51	自重計技術基準適合証の確認の有無
26	使用者住所	52	備考

※ 1検査における自動車検査員(検査年月日)の登録は最大5名までです。(6名以上の場合は対象外となります。)
 ※ 乗車定員・最大積載量・車両総重量の自動車検査証の記載欄の表示が、下記のようになっている登録車は対象外となります。

対登	乗車定員	最大積載量	車両総重量
外録の	[1]	[30000]	[7515]
	1 人	26000[40000]kg	5755kg

乗車定員・最大積載量・車両総重量の何れかの自動車検査 証の記載欄の上段に括弧書きにて人数や重量が記載されて いる登録車は対象外となります。(軽自動車は対象)

※ 自賠責保険証明書情報の登録は最大3つまでです。(4つ以上に分かれる車両は対象外となります。)

※ 中古予備検査以外の申請において当該サービスで保適証を登録する車両については自賠責保険への事前加入が必須となります。

(4) 保安基準適合標章について

保適証を電子化した際に保安基準適合標章を発行する場合は、保適証サービスを活用し保安基準適合標章専用紙に印刷を行う必要があります。 完成のイメージは以下のとおりであり、フォーマット上部が保安基準適合標章、下部が保安基準適合証(控)となります。 【注意】フォーマット下部の保安基準適合証(控)の保存は任意です。



(5)保安基準適合証(標章)管理簿について

保適証サービスに登録(交付)した保安基準適合証については、システム上の管理簿で交付管理を行います。(紙の保安基準適合証の交付簿に 代わるものとなります)

PDFファイルの出力イメージは以下のとおりであり、任意のタイミングにて出力・印刷することが可能です。

【注意】保適証システムへの保安基準適合証の登録情報については、登録から2年経過すると自動的に削除されますので、必要に応じて出力して 保存してください。

保安基準適合証 (標章) 管理簿

							at the	會查種別	川	適合計	E区分								8		
項番	保適証番号	交付年月日	保適交付者	車台番号	自動車 登録番号情報	用途	中古規検	中子検査	継続 検査	保適	限定保適	自検査	動車 員氏名	検査年月日	使用者氏名または名称	最終検査 申請日	保険期間 (自)	保険期間 (至)	標章 発行 区分	申請区分	ステータス
1	18000001	2018/02/15	保適登録朗	N22-271472	尾張小牧 333 あ 1111	乗用			0	0		検検検検検	一朗 三四 四 朗 五 朗 五 朗 五 四 朝 五 四 朝 五 四 明 五 四 明 五 四 四 二 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	2018/02/11 2018/02/12 2018/02/13 2018/02/14 2018/02/15	私用 二緒		2016/03/10	2020/03/10	発行	0SS申請	申請完
2	18000002	2018/02/15	保適 登録朗	K22-271472	品川 333 あ 1111	乗用			0	0		検査	一朗	2018/02/15	私用 二緒	2018/02/20	2016/02/20	2020/02/20	発行	窓口申請	申請完
3	18000003	2018/02/15	保適 登録朗	NKS22-271472	品川 444 あ 1111	貨物			0	0		検査	一朗	2018/02/15	私用二緒		2017/03/10	2019/03/10	発行	0SS申請	報告済
4	18000004	2018/02/15	保適 登録朗	S22-271472	品川 333 約 2222	乗用			0	0		検査	一朗	2018/02/15	私用 二緒		2016/03/03	2020/03/03	未発行	0SS申請	却下
5	18000005	2018/02/15	保適登録朗	KS22-271472	品川 333 あ 3333	乗用			0	0	•	検査	一朗	2018/02/15	私用 二緒	2018/02/20	2016/02/20	2020/02/20	未発行	0SS申請	削除
6	18000006	2018/02/15	保適登錄朗	NS22-271472		乗用	0	- -		0	0 9 0 9	検査	一朗	2018/02/15	私用 二緒		2018/02/15	2020/03/15	未発行	窓口申請	作成済
7	18000007			NK22-271472	品川 444 あ 2222	貨物			0	0		検査	一朗	2018/02/15	私用 二緒		2017/03/10	2019/03/10	未発行	0SS申請	作成中

【注意】自動車使用者の同意(承諾)の必要性について

継続検査(車検)に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前に自動車使用者の承諾を得ておくことが必要となっています。

各指定自動車整備事業場において承諾書を作成し、自動車使用者の承諾を得た上で本サービスをご利用いただきますようお願いいたします。 (法令の規定:道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。)

①〔継続検査(車検)申請に関する委任について〕

・継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続検査(車検)に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

・保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

・自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

確認事項及び承諾書の記載例

※当該承諾書一例をP5でご紹介している「日整連自動車情報サイト」に掲載していますので、 必要に応じて参考としてください。

継続検査(車検)における確認事項及び承諾書	〔継続検査(車検)申請に関する委任について〕 ・電子申請することに承諾いただく場合は期にしたた記入していただきます
継続検査(車検)の手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。	・電子中語9 ることに承諾いたに、場合は欄にレ点を記入していただきます。 【継続検査(車検)に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾】
①〔継続検査(車検)申請に関する委任について〕 ■継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を <mark>提</mark> 供すること及び申請を委任すること。	 ・保安基準適合証を電磁的方法により提供することに承諾いただく場合は欄にレ点を記入していた だきます。
②〔継続検査(車検)に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕 ■保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登 録情報処理機関に提供すること。	・自賠責保険(共済)情報を電磁的方法により提供することに承諾いただく場合は欄にレ点を記入し ていただきます。
■自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事 項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。	・車検証に記載されている番号標の番号を記入して下さい。
※「電磁的方法」とは:紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国 へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査(車検)の手 続き以外には使用されません。	・記入した「年月日」を記入していただきます。
登録番号又は車両番号(二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車)	【個人ユーザーの場合】 ・使用者が署名した場合は、押印は不要です。 ・記名(ゴム印等での記入)の場合は、押印が必要です。
<u>ご記入日 年 月 日</u> 使用者の氏名 印	【 法人ユーザーの場合】 ・会社名の記入及び車検依頼者の署名 (記名の場合は押印)が必要です。
	・事業場の「事業場名」、「所在地」等をゴム印等利用して記入して下さい。

(6)保適証サービスのご利用パターン

保適証サービスを利用するパターンは、接続方法によって3パターンに分かれます。それぞれのパターンで、保安基準適合証及び保安基準適合標章の発行の 仕方が異なります。(各利用パターンにおける保適証登録~適合標章交付までの流れは次ページ以降を参照)

なお、下記②及び③については整備業務システムを活用した利用パターンとなりますので、詳しいご利用方法等についてはご利用中の整備業務システム会社 にご確認ください。

①ブラウザ型

インターネットを介して保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の入力・交付及び保安基準適合標章の交付等を 行う方式です。

②スタンドアロン型

整備業務システム上で保安基準適合証情報の集約ファイルを作成した上で、インターネットを介して保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の集約ファイルを一括アップロードすることで交付等を行う方式です。

なお、保安基準適合標章の交付については、整備業務システム上で行うことも許可しています。(整備業務システムの対応状況による)

【注意】整備業務システム上で保安基準適合標章の交付を行った場合は、保適証サービスのシステム上の保安基準適合標章交付履歴に反映させるため、保適 証サービスWEBページ上でも交付処理を行う必要があります。(平成29年4月1日現在)

③クラウド型

整備業務システム上で保安基準適合証情報の集約ファイルの作成及び保適証システムへのファイル送信等を行うことで交付等を行う方式です。 なお、保安基準適合標章の交付については、整備業務システム上で行うことも許可しています。(整備業務システムの対応状況による)



①ブラウザ型における保適証登録~適合標章交付までの流れ

ブラウザ型で保適証システムを利用する際の、保適証登録~適合標章交付までの流れを示します。な お、ブラウザ型は整備業務システムを全く利用せず、保適証システムで完結する利用方式です。



<u>【ログイン】</u>

- 紙での運用に準じて、事業場管理責任者等(保適証発行権限を持つ者)、 検査員毎にログインを行い、システムを利用する。
- ⇒ログイン時のアカウントには権限設定ができ、権限によって利用できる機能に 制限がかけられています。

【保適証データの入力~登録】

- 保適証のデータを入力し、システムに登録を行うことでMOTAS、OSSへ報告が 実施されます。一旦登録した保適証データを再び編集できる状態にする(引 戻す)ことが可能です。また、削除も行うことが可能です。
- ⇒保適証は、作成途中であることを「作成中」、削除が行われたことを示す「削除」、システム登録が完了したことを示す「作成済」といったように、ステータスで管理されます。

【適合標章の交付】

- システムへの登録を行った保適証に対して、適合標章のPDFファイルを取得します。
- ⇒ダウンロードした適合標章のPDFファイルは、別途専用紙に印刷を行い、利 用者に交付します。

【保適証の管理】

システムで作成した保適証について照会をすることができます。また、保適証の 管理簿をCSV又はPDF形式でダウンロードすることができます。

②スタンドアロン型における保適証登録~適合標章交付までの流れ

スタンドアロン型で保適証システムを利用する際の、保適証登録~適合標章交付までの流れを示します。 保適証データの入力・登録は整備業務システム側で実施し、保適証システムにデータの送信を行います。



③クラウド型における保適証登録~適合標章交付までの流れ

クラウド型で保適証システムを利用する際の、保適証登録~適合標章交付までの流れを示します。保 適証データの入力・登録は整備業務システム側で実施し、保適証システムにデータの送信を行います。



【注意】整備業務システム(スタンドアロン型・クラウド型)における保適証登録の注意点

整備業務システム(スタンドアロン型及びクラウド型)において適合標章の交付機能が存在する場合、整備業務システム側での適合標章の発行も許可しています。

これは指定自動車整備事業場における適合標章の交付が円滑に行えるよう許可したものとなりますが、整備業務システム側で適合標章を発行した時点では 保適証サービスへの登録は完了しておらず、保適証システムへのデータ送信(登録)をもって保適証及び適合標章の交付に係る作業が全て完了したと認められ るものとなるため、整備業務システム側で適合標章を発行した場合は、速やかに保適証システムへのデータ送信(登録)を行う必要がありますのでご注意くださ い。(整備業務システムにより送信(登録)方法が異なります)

なお、スタンドアロン型においては保適証サービスへの登録は保適証サービスWEBページにログインし、WEBページ上で直接保安基準適合証情報の集約 ファイルを一括アップロードする必要があり、また、適合標章の発行を整備業務システム側で行った場合は、保適証サービスのシステム側の管理状況と乖離が 発生しないよう保適証サービスWEBページ上でも適合標章の発行処理(保適証システム上の情報を発行済とするための処理であるため実際に適合標章を印刷 する必要はありません)を行う必要があるため特に注意が必要です。

■整備業務システム(スタンドアロン型)における保適証システムへの送信(登録) (例:保適証システム稼動時間外に保適証データを作成・確定し適合標章の交付まで行った場合)



保適証サービスにおける保適証登録(交付)業務を開始するまでの流れは以下のとおりです。



※詳細については「2.利用申込みについて」及び「3.利用開始について」をご確認ください。

2. 利用申込みについて

(1)利用申込み手順

サービスを利用しようとする指定自動車整備事業場は自事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に利用の申込みを行う必要があります。 利用申込みに係る手続きは以下のとおりです。

なお、申込書は適用開始希望日(利用開始希望日)の2週間前までに提出する必要があります。

※システム稼動停止等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。

①サービスを利用しようとする指定自動車整備事業場のインターネット環境等を整える。 なお、整備業務システムを活用した保適証サービスの利用については、別途、整備業務システムにおける対応が必要になります。(詳しくはご利用中の整備業務システム会社にご確認ください。)

※必要なインターネット環境等については『保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 画 面操作マニュアル 指定整備工場事業場管理権限ユーザー向け』を参照してください。

②サービス利用料の口座振替(ゆうちょ銀行以外)・自動払込(ゆうちょ銀行)を行うための当該 整備事業者名義または当該整備事業者の代表者名義の預金口座を準備する。(通常の預金口 座で可)

③自事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会窓口において電子保安基準適合証システム(新規)申込書を入手し、必要事項を記入する。(記入にあたっては申込書に添付している記入例を参照)

④申込書の添付書類として、当該指定自動車整備事業場の指定書の写しを準備する。

⑤自事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に上記③及び④で準備した書類を提出する。

■利用申込みに必要な書類

・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【新規】申込書
 兼利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書【新規】
 ・当該指定自動車整備事業場の指定書の写し



【複数拠点を有する企業の指定自動車整備事業場の申込みについて】

複数拠点を有する企業の指定自動車整備事業場の申込みについては、各拠点の申込書を管轄運輸支局単位で取りまとめの上、事業場管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に提出する必要があります。

申込書の記載及び提出についての注意事項は以下のとおりです。

く申込書提出の注意事項>

・申込書の提出は管轄運輸支局単位での取りまとめが必須となりますので、拠点単位での提出は行わないでください。

・各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる場合は、他の運輸支局管轄の拠点が混在しないようご注意ください。(手続きが適切に行われない可能 性があります。)



く申込書記載の注意事項>

・申込書下段の「預金口座振替依頼書/自動払込申込書」の記載については、管轄運輸支局単位で取りまとめた申込書の内、整備事業者におい て選定した1拠点分の申込書のみの記載で結構です。(その他拠点の利用料についても当該申込書に記載の口座より口座振替または自動払込と なります。)



○オプション機能

■拠点管理機能

複数の指定整備事業場を有する事業者(企業)の本社等において、各拠点の事業場管理責任者や検査員の管理・変更等を一括して行うことが可能な機能です。

各拠点の指定自動車整備事業場からの新規利用申込み時に申込書上で当該機能の有を選択した場合に、事業者(企業)の本社等の拠点管理 担当者にID・パスワードが割振られ、利用可能となる機能です。

【注意】新規利用申込みの際は各拠点の事業場管理責任者の登録は自動車整備振興会で行い、当該事業場管理責任者宛てに直接「新規登録結 果通知書(ID・パスワード)」を送付いたします。

【注意】当該機能を利用し、途中で一部の拠点のみ解除する(一部の拠点のみ管理対象から外す)ことはできません。



■保適証サービス【新規】申込書(事業者情報欄)

3.利用開始について

【注意】

保適証サービスにおける事業者・事業場情報及び各ユーザー(事業場管理責任者や自動 車検査員等)の登録については、あくまでも保適証サービスをご利用いただく上での処理と なりますので、法令上定められた届出等に代わるものではありません。 自動車検査員の選任届など、法令上の届出等が必要な事項については従来どおり国等

への届出をお願いします。

(1)利用開始手順(事業場内ユーザーの登録)

利用申込みを行った指定自動車整備事業場の事業場管理責任者あてに自動車整備振興会より「新規登録結果通知書」が送付されます。 利用開始に係る手順は以下のとおりです。

①「新規登録結果通知書」に記載の適用開始日以降に「新規登録結果通知書」に記載されている事業場管理責任者ID・パスワードにより電子保安基準適合証システムにログインする。

②「新規登録結果通知書」に記載されているパスワードは仮パスワードとなるため、任意のパス ワードに変更する。

③登録が適切に行われているかを確認する。

④事業場管理責任者において各ユーザー(自動車検査員ユーザーや保適証登録権限ユーザー、 保適証入力権限ユーザー)の登録を行い、各々の「新規登録結果通知書」をダウンロードし該当 者にID・パスワードを伝える。(当該登録を行った翌日以降に各ユーザーのご利用が可能となり ます。)

⑤上記④で「新規登録結果通知書」を受取った各々のユーザーは、仮パスワードを任意のパス ワードに変更する。

※事前準備作業の詳細については【保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 指定整備 工場事業場管理権限ユーザー向け 画面操作マニュアル参照】

※ブラウザ型による保安基準適合証の交付等の利用方法については【保安基準適合証サービス(WEB) 画面操作マニュアル参照】

【注意】ID・パスワードの取扱いについて

保適証サービスにおいては、完成検査を実施した自動車検査員や保安基準適合証の交付(登録)者等をID・パスワードにより管理しており、大変重要なものとなっております。

- 以下の点にご注意のうえ、各ユーザーご自身で厳重な管理を行ってください。
- ・ログインIDやパスワードは決して第三者に教えないでください。

・パスワードは定期的に変更ください。

- ・パスワードは他人から推測されやすいもののご使用はお避けください。
- ・ログインIDやパスワードをメモに残したり、パソコン内に保存しないでください。
- ・他サービス等で利用しているパスワードは使用しないことをお勧めします。



■ユーザー(利用者)の権限について

保適証サービスでは、権限により使用できる機能を制限しています。 権限付与が可能なユーザーに対し、下記表のうち、機能を使用するために必要な権限を付与します。 なお、権限は一人のユーザーに対し、複数付与することが可能です。

また、自動車整備振興会における事業場管理責任者の初期登録時点では事業場管理権限のみが付与されていますので、新規登録結果通知書 を受取った後に事業場管理責任者において必要に応じて自身の権限を追加付与してください。(例:事業場管理責任者と自動車検査員を兼任して いる場合等)

項番	権限	主な役割	できること	権限付与が可能な者
1	事業者権限 ※	自指定整備工場を管理する	自事業者の指定整備工場(各拠点)に所属する事 業場管理ユーザー(事業場管理権限)及び職員 ユーザー(保適証登録権限・検査員権限・保適証 入力権限)の登録、変更、削除	拠点管理担当者
2	事業場管理権限	自指定整備工場の職員を管理する	自指定整備工場に所属する職員ユーザーの登録、 変更、削除	事業場管理責任者
2	伿 `商証 <i>类</i> 会按阳	保商証信報な発行する	保適証情報の登録、引戻、削除、アップロード、	事業場管理責任者
3	体過証豆稣催胶	「不過証明報で豆稣9る	ファイル転送	代理決裁者
4	検査員権限	検査員項目を入力する	検査員項目の入力	自動車検査員
				事業場管理責任者
	但`离款了力按阻	仮`商訂!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	仮·済討は祝のお西.3.4	代理決裁者
0	体週証入力惟限	休週証' 報を起 示 ヘ ガ 9 る 	「体週証泪報の起示・ヘリ	自動車検査員
				その他事業場職員

※事業者権限とは保適証サービス申込書で拠点管理機能を「有」とした場合に、申込書に記載の拠点管理担当者に権限付与されるものです。

【参考1】保適証サービス画面操作方法(事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録)(1/4)

事業場管理責任者において利用者登録処理(事業場内ユーザーの登録)を行う際は、以下の順番で操作を行います。 ※詳しくは『保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 画面操作マニュアル 指定整備工場事業場管理権限ユーザー向け』を参照してください。



【参考1】保適証サービス画面操作方法(事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録)(2/4)

新規に登録する利用者の情報を入力する画面です。入力にあたっては、登録する情報を正確に入力してください。

自動	■情報管理センター]者登録	ユーザーID: 10000003 ユーザー名: 事業場管理権限 一郎	保適証利用者管理メニュー画面
Automotive Information Relay & Archive Cent	ter		
メニュー 利用者登録 入力を終えたら確認ボタンを	利用者登録内容確認 を押してください。		利用者登録画面
利用者情報	みカレズください		
ユーザー名【全角】 必須			利用者登録内容確認画面
権限 必須	□事業場管理権限 □保適証登録権限 □検査員権限 □保適証入	力権限	
所属組織ID【半角】 必須			利田老務得会之両五
自動車検査員コード 【半角】 🚱 🕅			利用有豆琢元」画面
適用開始日【半角】 必須	西暦		
	①登録する利用者の情報を入力してください ※権限については複数選択が可能です。 P24「■ユーザー(利用者)の権限について」 ※自動車検査員コードは検査員権限を選択し ※適用開始日は翌日以降の日付が入力可能	。 戻る 確認 を参照 した際のみ必須となります。 ざです。	②確認ボタンをクリックしてください。

【参考1】保適証サービス画面操作方法(事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録)(3/4)

利用者登録確認画面です。前画面で入力した内容(今回登録を行う利用者情報の内容)が表示されますので内容に誤りがないか確認してください。確認完了後に登録ボタンをクリックすることで、登録内容を保適証システム(AIRAS)に反映します。

	1動車情報管理センター 利用者登録内容確認	ユーザーID: 10000003 ユーザー名 <mark>: ^{事業場管理権限 一郎}</mark>	保適証利用者管理メニュー画面
Automotive Information Relay & Archive	center		
メニュー 利用者登録	利用者登録内容確認》利用者登録完了		
入力内容に間違いが無け	れば、登録ボタンを押してください。		利用者登録画面
利用者情報 🗟			
ユーザー名	事業太郎		利用者登録内容確認画面
権限	検査員権限		
所属組織ID	D1000004		
自動車検査員コード	12345678		利田老登稳空了画面
適用開始日	2017 年 04 月 25 日		利用有豆琢无丁画面
	①登録内容を確認してください。 ※前画面で入力を行った内容です。	反るを発生ない	たクロックト アイださい

Copyright (C) 2017 Automobile Inspection & Registration Information Association

【参考1】保適証サービス画面操作方法(事業場管理責任者における事業場内ユーザーの登録)(4/4)

利用者登録完了画面です。登録内容が保適証システム(AIRAS)に正常に反映された場合に表示されます。ダウンロードボタンをクリックし、新規 登録結果通知書(PDFファイル)をパソコンに保存した後に印刷を行ってください。

自動車情報管理センター ユ 利用者登録完了 ユ	^{ザーID: 1000003} ザー名: ^{事業場管理権限 ー} 卿 保適証利用者管理メニュー画面
Automotive Information Relay & Archive Center	
メニュー 利用者登録 利用者登録 内容確認 利用者登録 方	
	利用者登録画面
ユーザーID:0000017 ユーザー名:事業太郎	利用者登録内容確認画面
上記の利用者情報が2017年04月25日に登録されます。	
	利用者登録完了画面

新規登録結果通知書をダウンロードする場合は、ダウンロードボタンを押してください。 ※以下の項目が新規登録結果通知書に出力されます。ただし、レイアウトは新規登録結果通知書の用紙に準じます。

新規登録結果通知書表示内容	容	
ユーザーID	00000017	
ユーザー名	事業太郎	
仮バスワード	p2S2Lgr9	
権限	検査員	
自動車検査員コード	12345678	
適用開始日	2017 年 04 月 25 日	



Dダウンロードボタンをクリックし、 新規登録結果通知書(PDFファイル) をパソコンに保存した後に印刷を 行ってください。

【参考2】保適証サービス画面操作方法(保適証登録までの流れ)(1/7) ※ブラウザ型

保適証の1件登録処理を行う際は、以下の順番で操作を行います。 ※詳しくは『保安基準適合証サービス(WEB) 画面操作マニュアル』を参照してください。



opyright (C) 2017 Automobile Inspection & Registration Information Association

【参考2】保適証サービス画面操作方法(保適証登録までの流れ)(2/7) ※ブラウザ型

保適証の1件作成を行う画面です。 3-9-10: 10000014 自動車賃報業度センター - 保護証1件作成 1-7-8: BESENNE -0 TEACH FEMAL 保適証メニュー画面 Size-入力を終えたら一時保存ボタン、または確認ボタンを押して下さい。 一時保存時は「車台番号」のみ必須入力となります。 入力チェックボタンを押すと、登録時に必要となる項目の入力チェックとチェック結果を直面に表示します。 保適証1件作成画面 (R)る メミュー画面へ 入力チェック 新規登録用の保適証情報入力 登録時に払い出される保適 (Walatifi 😭 📄 証番号、ログイン時の事業 1000004 場IDを表示します。 4分 👔 自賠責情報設定画面 12:11 ●保護証 □ 限定保護証 1社主区会 國道 ★ 面採車 ○ 经自動車 登録時の区分を選択します。 (2)30 前中口友。 前年8300 ※限定保適証の作成・登録は行え 3建造修造 ○中古新規検査登録 ●中古手傷検査 FOREX AND ません。(平成29年1月現在) 自動車登録番号情報 2 ※接合種型防衛務検査の場合必須となり、それ以外は入力不可となります。 ※網線審査の場合で、標板文字が存在しない場合は、全角スペースを入力してください。 ※網線審査の場合で、分類番号が存在しない場合は、半角スペースを入力してください。 保適証1件登録確認画面 自動車登録番号情報を入力 するエリアです。 保適証1件登録完了画面 ※継続検査の場合は必須 BR LT AL 使用者情報 ※氏名主たに名称は40文字主で入力できますが、保安基準論合標準に表示される文字数は20文字主でとなります。 ※目所は200文字まで入力できますが、保安基準論合標準に表示される文字数は80文字までとなります。 使用者の情報を入力するエ SALT (LINE AND LINE) THE 保護大部 リアです。 101 (1 Ju) 1880 東京都大田区 1-2-3 車時情報 2 ※車台番号に対め車両情報は、不要の場合にも「0」を入力してから認識を行ってください。 ※車台番号を編集したい場合、すべての検査員情報を保険する必要があります。 ただし、一度交付した保護証情報については、検査員情報を保険して も車台番号の変更してきません。 ※39時税、及び同じ解除はメータ交換を行った場合に選択します。 ※ま行運動の表示値が100万(1桁)以上の場合、例えば正行距離計の表示値が123458万mのとき、走行計算計表示値には「2345」を入力し「189解除」を通 走行を施計がない車両の場合、走行距離計表示値は「未設定」を選択してください。 10.43 (10.40) (MSR) 111-FH-41-DRUGUI ·東京161 (14:06) - 688 151 BY 14001 888 車両の情報を入力するエリ NATED DEAD 18 M アです。 1人は鉄屋1 [1 01] 図録 大把联系之上生用自己的通 1.1 8.8 1乗用 口貨物 口乗合 の特種 金不明 HARTERI TEPT 184 (時間)を設え(半均) 図画 100 eis Oin解除 Onile Onile解释 O未设定

【参考2】保適証サービス画面操作方法(保適証登録までの流れ)(3/7) ※ブラウザ型

Million and Million and Million 日の時代は1999年1999月1日。 米球会議会が領導時後の、教行中古新統統会の場合が現たなり、それ以外は人力不可となります。 米税等会社会は成立半まで人力できますが、保安及学識合務単に表示される文字預は成立字までとなります。 米設定ポタンを押すと子画面にて認明書着時、および保障会社名を入力することができます。 自賠責保険情報の選択または入力。 保適証メニュー画面 ※「設定」ボタンで自賠責情報設定 1118由新任 保持会社名 20.2 ポップアップ画面が表示されます。 日時後回年 副标志包布 53-27 1010余新元 使财命讨论 122 保適証1件作成画面 CHANNELSAN P. ANALYSIC TRANSPORT 保険期間情報設定または入力。 新規登録用の保適証情報入力 新聞時期間自動設定ボタンパは、入力された証明書情報がすべて電子情報として存在する場合のみ保持期間を設定します。 ※保険期間自動設定ボタンを押下す 西間 1年[]月[]日 ると、電子自賠責情報であった場合に HAND (C) [P(A) ENTE | 14 11 18 限り保険期間を自動設定します。 AND STREET STREET STREET 最終検査申請日情報設定または入力。 自賠責情報設定画面 彩白銀貨出ポタンを押すと、白髪で計算された最終検査中語白がセットされます。 ※保険期間及び車検期間が入力され ER F 1年 月 日 た状態で自動算出ボタンを押下すると 自動で計算された最終検査申請日が 自动封续病基率通合征 2 セットされます。 ×. 保適証1件登録確認画面 核造具情報(検査年月日、自動単枝直見貨名) BOR 201044107218 李军将任谨编带 一部 保存されている検査員情報(検査年月 日、自動車検査員氏名)を表示。 ※検査員情報が保存されていない場 196年代度1894 合は空欄となります。 保適証1件登録完了画面 Raddaus P See and 検査員情報の追加・編集 自重計技術基準適合証の確認を設定。 ※自動車接責情報を追加する場合には、数定ボタンを押して自動車接責員氏名を表示し、接責年月日を入力してから保存してください。 ※自動車接責情報を変更する場合には、接責年月日を変更してから保存してください。 ※自動車接責情報を保障する場合には、解除ボタンを押し検査年月日と自動車検査員氏名を空にしてから保存してください。 (当該確認を必要とする自動車に限る※) ※検査員権限ユーザーのみ操作可能 となります。 ※車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン 事業場で滑稽的 一部 CT 12016 年10月128日 以上の大型ダンプ車等(土砂等を運搬する大型 備考の入力。 自動重) ※必要に応じて情報の入力が可能。 46 E 【注意】対象外自動車の場合はプルダウン選択 但し、現在の運用上では備考情報の を行わずに空欄のままとしてください。 入力は想定されていない。 交付场报 交付年月日を表示。 西暦 1016年10月28日 ※既に交付年月日が設定されている 場合のみ表示。 入力チェアク X000 直面へ 展る 登録に必要となる入力チェックを行い、誤り等を エラーメッセージにて確認することができます。 保適証情報を一時保存します。 一時保存 務認 【注意】チェック項目については次ページをご確 認ください。 保適証登録前の内容確認画面に遷移します。 C) 2017 Actionshifter Inspection is Registration Information: Receiption

【参考2】保適証サービス画面操作方法(保適証登録までの流れ)(4/7) ※ブラウザ型

■保適証システムにおける自動設定・算出が可能な項目

①電子自賠責保険の場合は自賠責保険証明書情報においてリストを選択すると、車台番号に紐づく電子自賠責保険情報がある場合、リストボックスに一覧が表示されますので、そこから選択して設定します。

②全ての自賠責保険が電子自賠責保険の場合は自賠責保険証明書情報を設定した後に保険期間情報の保険期間自動設定ボタンを押下すると、 保険期間を自動設定します。

※電子自賠責保険の保険期間がそのまま反映されますので、保険期間の充足チェックは各整備事業場において確実に行ってください。

③保険期間及び車検期間が入力された状態で最終検査申請日の自動算出ボタンを押すと、自動計算された最終検査申請日がセットされます。 (対象の検査員により検査員情報の反映が完了している必要があります。)

※最終検査申請日設定の対象となる場合のみ自動算出が可能となります。

※当該自動算出は土日祭日等の考慮は行わずに最終検査申請日が算出されますので、必要に応じて修正してください。

※保険期間及び車検期間の入力が間違っている場合は正確な最終検査申請日が算出されません。

■保適証システムにおける入力内容チェックについて

①全ての自賠責保険が電子自賠責保険の場合は、自賠責保険証明書情報を設定した後に保険期間情報欄の車検期間(1年・2年)を選択し、 保険期間自動設定ボタンを押下すると、保険期間を自動設定すると共に、保険期間が選択した車検期間を充足しているかの簡易チェックを行い ます。

但し、保険期間の充足チェックについてはあくまでも簡易チェックとなり、チェック実施日と保適証登録日(交付日)が異なる場合や最終検査申請 日を設定している場合等は完全なチェックができない場合もありますので、保険期間の充足チェックは各整備事業場において確実に行ってください。

※保険期間簡易チェック方法

新規作成の保適証 : 保険期間自動設定ボタンを押した日から設定した車検期間(1年・2年)を充足しているかをチェック 修正中の保適証 : 登録日(交付日)から設定した車検期間(1年・2年)を充足しているかをチェック

②保適証作成画面において確認ボタンや入力チェックボタンを押すことで、登録に必要となる入力チェックを行い、誤り等をエラーメッセージにて確認することができます。

<u>但し、ここでいう入力チェックとは、主に各入力欄ごとに決められている使用文字の相違や文字数制限等をチェックするものであり、入力数値等そのもののチェックを行うものではありませんのでご注意ください。</u>

【参考2】保適証サービス画面操作方法(保適証登録までの流れ)(5/7) ※ブラウザ型

自賠責情報を設定するポップアップ画面です。



Copyright (C) 2017 Automobile Inspection & Registration Information Association

【参考2】保適証サービス画面操作方法(保適証登録までの流れ)(6/7) ※ブラウザ型

保適証の1件登録確認画面です。作成画面で入力した内容(今回登録を行う保適証の内容)が表示されますので、内容に誤りがないか確認してく ださい。確認完了後に登録ボタンをクリックすることで、保適証システム(AIRAS)に情報が登録されます。



【参考2】保適証サービス画面操作方法(保適証登録までの流れ)(7/7) ※ブラウザ型

保適証の1件登録完了画面です。

保適証システム(AIRAS)に保適証が正常に登録された場合に表示されます。



Copyright (C) 2017 Automobile Inspection & Registration Information Associatio

4. 登録内容の変更・削除について

【注意】

保適証サービスにおける登録内容の変更等については、あくまでも保適証サービスをご 利用いただく上での処理となりますので、法令上定められた届出等に代わるものではあり ません。

法令上の届出等が必要な事項については従来どおり国等への届出をお願いします。

(1) 登録内容の変更手順(事業者及び拠点管理担当者、指定自動車整備事業場及び事業場管理責任者の情報)

システムに登録されている内容(申込書に記載の事業者情報及び事業場情報)に変更が生じる場合、当該指定自動車整備事業場は、電子保安基準適合証システム(変更)申 込書を変更の2週間前までに利用新規申込みをした振興会に提出する必要があります。

登録内容変更に係る手順は以下のとおりです。

なお、事業者情報(事業者名、所在地等及び拠点管理担当者)を変更する場合においても、各指定自動車整備事業場からの電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提 出が必要になります。(この場合の申込書の提出についても管轄運輸支局単位での取りまとめが必須となります。)

但し、拠点管理担当者の登録(申込み時に拠点管理機能有を選択)を行っている場合は管理対象の指定自動車整備事業場の事業場管理責任者については、拠点管理担当 者において編集が可能なため、当該変更が生じた場合においても電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提出は不要です。(事業者及び指定自動車整備事業場そのも のの情報に変更が生じる場合は電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提出が必要となります。)

※拠点管理担当者において、登録済みの事業場管理責任者を別の人に変更する場合は、変更後の人を新規登録し、変更前の人を削除する運用としてください。

①利用新規申込みをした振興会窓口において電子保安基準適合証システム(変更)申込書を入手し、必要事 項を記入する。

②利用新規申込みをした振興会に上記①で準備した書類を提出する。

③拠点管理担当者または事業場管理責任者情報の変更(氏名等の変更)の場合は、拠点管理担当者または 事業場管理責任者あてに自動車整備振興会より「登録内容変更結果通知書」が送付される。 また、拠点管理担当者または事業場管理責任者が、別の人に変更となる場合は、システム上の処理として は登録内容の変更ではなく、変更後の人を新規登録し、変更前の人を削除することとなるため、新たな拠点管 理担当者または事業場管理責任者あてに自動車整備振興会より「新規登録結果通知書」が送付される。 (その他の変更については変更完了について自動車整備振興会より電話等で連絡される。)

④上記③で送付を受けた「新規登録結果通知書」に記載されているパスワードは仮パスワードとなるため、 「新規登録結果通知書」に記載の適用開始日以降に任意のパスワードに変更する。

なお、「登録内容変更結果通知書」の送付を受けた場合は、仮パスワードの払出しは行われないため、従来 どおりのパスワードを使用する。

⑤変更が適切に行われているかを確認する。

※システム稼動停止等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。 ※事業場管理責任者が、別の人に変更となる場合は、システム上の処理としては、変更後の人を新規登録し、 変更前の人を削除することとなるため、変更前の人が検査員権限も付与されている場合は、変更の適用開始 日の前日までに、その人が係わった全ての保適証処理が完了している必要がありますのでご注意ください。

■変更申込みに必要な書類

・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【変更】申込書 【注】申込書下段の利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書部分の記載は不要。

※登録内容変更手数料は発生いたしません。



(2) 登録内容の変更手順(利用料の口座振替・自動払込用口座)

申込書に記載したサービス利用料の口座振替・自動払込を行うための預金口座に変更があった場合は、当該事業者は、電子保安基準適合証シ ステム(変更)申込書を、利用新規申込みをした振興会に提出する必要があります。(本変更のみの申込みの場合は申込書の事業場情報欄の記 載は不要)

登録内容変更に係る手順は以下のとおりです。

なお、金融機関の合併及び支店統合などの金融機関の都合により名称等が変更になる場合は、利用申込みをした自動車整備振興会において必要な変更を行うため、電子保安基準適合証システム(変更)申込書の提出は不要となります。

①利用新規申込みをした振興会窓口において電子保安基準適合証システム(変更)申込書を入 手し、必要事項を記入する。

②利用新規申込みをした振興会に上記①で記入した書類を提出する。

③次の利用料金の口座振替・自動払込時に変更が適切に行われているかを確認する。(変更後の預金口座から利用料金が支払われているかを確認)

※金融機関への情報伝達遅延等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。

■変更申込みに必要な書類

・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【変更】申込書
 兼利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書【変更】
 【注】申込書上段の保適証サービス申込書の事業者情報部分も記載。

※登録内容変更手数料は発生いたしません。



【複数拠点を有する企業の口座変更の申込みについて】

複数拠点を有する企業の指定自動車整備事業場のサービス利用料の口座振替・自動払込を行うための預金口座変更申込みについては、各拠 点の管轄運輸支局単位で管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に申込みを行います。 申込書の記載及び提出についての注意事項は以下のとおりです。

<申込書記載の注意事項>

・申込書の事業場情報欄の記載は不要です。(管轄運輸支局管内のサービス利用拠点全てについて口座情報の変更が行われます。)

く申込書提出の注意事項>

・申込書の提出は管轄運輸支局単位となります。(管轄運輸支局ごとに1通提出)

・各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる場合は、それぞれの管轄運輸支局管内の自動車整備振興会に申込みを行う必要があります。



(3) 登録内容の削除手順(事業者、指定自動車整備事業場の全ての情報)

システムに登録されている、事業者、指定自動車整備事業場が廃業等により電子保安基準適合証システムを利用しなくなった場合、当該指定自動車整備事業場より、電子保安基準適合証システム(変更)申込書を利用新規申込みをした振興会に提出する必要があります。 登録内容削除に係る手順は以下のとおりです。

①利用新規申込みをした振興会窓口において電子保安基準適合証システム(変更)申込書を入 手し、必要事項を記入する。

②保安基準適合証保存義務に対応するため、電子保安基準適合証システムより保適証交付履 歴をダウンロード・保存する。

③利用新規申込みをした振興会に上記①で記入した書類を提出する。

④申込書に記載した適用開始希望日以降に削除が適切に行われているかを確認する。(ログインできない状況となっているかを確認)

※システム稼動停止等により適用開始希望日のご希望に沿えない場合があります。

■削除申込みに必要な書類

・保適証サービス(電子保安基準適合証システム)【変更】申込書
 兼利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書【変更】
 【注】申込書下段の利用料金 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書部分の記載は不要。

※登録内容削除手数料は発生いたしません。



5. 利用料金のお支払いについて

※保適証登録1件ごとに保適証サービスの利用料金が発生いたします。 なお、一度登録した保適証について引戻し・修正・再登録を行った場合については再度料金は発生しません。

(1) 通常のお支払い

保適証サービスの利用料金のお支払いは、利用申込み時に指定した預金口座より口座振替または自動払込にて行われます。 なお、口座振替または自動払込の基本的なタイミングはサービスご利用月の翌々月6日付(6日が金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。 また、サービスご利用明細(ご利用件数・料金及び口座振替または自動払込予定日)については、口座振替または自動払込前に当該整備事業者 (本社)に郵送いたします。(サービスを利用する各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる企業については、管轄運輸支局の別にご利用明細を送 付いたします。)

※口座振替または自動払込の前日までに必要となる金額の入金をお願いいたします。



■通常の口座振替または自動払込のスケジュール

(2) 口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合

利用料金等の口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない場合は、当該整備事業者の拠点管理担当者に確認の上、同月の27日付(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)でもう一度口座振替または自動払込を実施します。

整備事業者の都合により2回目の口座振替または自動払込も完了できなかった場合は、必要に応じて保適証サービスの利用を一時停止する措置を講じさせていただき、払込票によるお支払い(コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行)をお願いすることとなります。(原則、払込時に窓口等に て発生する手数料等は利用者負担となります。)

なお、システム利用の一時停止措置を講じた場合は、払込票でのお支払いが管轄の自動車整備振興会において確認できた時点でシステム利用 の一時停止を解除させていただきます。(一時停止の解除に時間を要する可能性がありますのでご了承ください)

金融機関の都合により2回目の口座振替または自動払込も完了できなかった場合は、保適証サービスの利用一時停止措置は講じずに、請求書 を郵送させていただきますので、指定口座へのご利用料金のお振込みをお願いいたします。(ご利用料金より振込手数料を差引いた金額をお振込 みください。)

※払込票によるコンビニエンスストアでのお支払い限度額は30万円以下となります。(現金のみ対応)それ以外の場合はゆうちょ銀行をご利用ください。 ※システム利用一時停止に伴い当該指定自動車整備事業場及び整備事業者等が被る如何なる不利益についての一切の責任は負いかねますので、あらかじめ ご了承ください。

※一般社団法人日本自動車整備振興会連合会より自動車整備振興会に、利用料金の徴収を委託する場合があります。



■口座振替または自動払込が何らかの理由により完了できない(事業者都合)場合のスケジュール

■口座振替または自動払込情報

収納代行会社:SMBCファイナンスサービス株式会社

収納企業名:一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

振替日:①毎月 6日(金融機関休業日の場合は翌営業日)【通常のお支払い】 ②毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)【再振替】 ※②の振替は①の振替が完了できなかった場合のみ実施

通帳への表示例:ゆうちょ銀行以外 ⇒ SMBC(ホテキシヨウ) ゆうちょ銀行 ⇒ ホテキシヨウ

■ご利用明細について

1か月分のサービスご利用明細(ご利用件数・料金及び口座振替または自動払込予定日)について、口座振替または自動払込前(ご利用月の翌月)に当該整備事業者(本社)宛てに郵送いたします。(サービスを利用する各拠点の管轄が複数運輸支局にまたがる企業については、管轄運輸 支局の別にご利用明細を送付いたします。)

〈明細内容〉

・サービスご利用期間

・事業場ごとのご利用件数・料金

・事業者の合計ご利用件数・料金

(複数拠点を有する事業者の場合は管轄運輸支局管内の各事業場の合計)

・振替日(口座振替または自動払込実施予定日)

6. 問合せについて (自動車整備振興会一覧)

管轄の運輸支局管内の自動車整備振興会(指定の休日を除く平日9時~17時)

■自動車整備振興会一覧(平成29年4月現在)

運輸局等	事業場管轄 運輸支局等	自動車整備振興会				海桧已生	事業場管轄	自動車整備振興会			
		名称	郵便番号	所在地	電話番号	連 鞩 同 寺	運輸支局等	名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	札幌	札幌地方自動車整備振興会	065-0024	札幌市東区北24条東1-1-12	011-751-1412	中部	愛知	愛知県自動車整備振興会	466-8558	名古屋市昭和区滝子町30-16	052-882-3834
	函館	函館地方自動車整備振興会	041-0824	函館市西桔梗町555-36	0138-49-1411		静岡	静岡県自動車整備振興会	422-8001	静岡市駿河区中吉田10-36	054-263-0123
	室蘭	室蘭地方自動車整備振興会	050-0081	室蘭市日の出町3-4-13	0143-44-5640		岐阜	岐阜県自動車整備振興会	501-6192	岐阜市日置江2648-4	058-279-3721
	帯広	帯広地方自動車整備振興会	080-2459	帯広市西19条北1-8-3	0155-33-3166		三重	三重県自動車整備振興会	514-0003	津市桜橋3-53-15	059-226-5215
	釧路	釧路地方自動車整備振興会	084–0906	釧路市鳥取大通6-1-1	0154-51-5216		福井	福井県自動車整備振興会	918-8023	福井市西谷1-1401	0776-34-3434
	北見	北見地方自動車整備振興会	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4544	近畿	大阪	大阪府自動車整備振興会	559-8511	大阪市住之江区南港東3-5-6	06-6613-1191
	旭川	旭川地方自動車整備振興会	070-0902	旭川市春光町10	0166-51-2157		京都	京都府自動車整備振興会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5	075-691-6462
東北	宮城	宮城県自動車整備振興会	983-0034	仙台市宮城野区扇町4-1-32	022-236-3322		兵庫	兵庫県自動車整備振興会	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町33	078-441-1601
	福島	福島県自動車整備振興会	960-8165	福島市吉倉字吉田5	024-546-3451		奈良	奈良県自動車整備振興会	639-1037	大和郡山市額田部北町977-6	0743-59-5050
	岩手	岩手県自動車整備振興会	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-8-2	019-637-2882		滋賀	滋賀県自動車整備振興会	524-0104	守山市木浜町2298-1	077-585-2221
	青森	青森県自動車整備振興会	030-0843	青森市大字浜田字豊田129-12	017-739-1801		和歌山	和歌山県自動車整備振興会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-2466
	山形	山形県自動車整備振興会	990-2161	山形市大字漆山字行段1961	023-686-4832	中国	広島	広島県自動車整備振興会	733-0036	広島市西区観音新町4-13-13-3	082-231-9201
	秋田	秋田県自動車整備振興会	010-0962	秋田市八橋大畑2-12-63	018-823-6546		鳥取	鳥取県自動車整備振興会	680-0006	鳥取市丸山町233	0857-23-3271
北陸信越	新潟	新潟県自動車整備振興会	950-0961	新潟市中央区東出来島12-6	025-285-2301		島根	島根県自動車整備振興会	690-0024	松江市馬潟町43-4	0852-37-0042
	長野	長野県自動車整備振興会	381-8510	長野市西和田1-35-2	026-243-4839		岡山	岡山県自動車整備振興会	701-1133	岡山市北区富吉5301-8	086-259-3500
	石川	石川県自動車整備振興会	921-8511	金沢市入江3-160	076-291-2001		山口	山口県自動車整備振興会	753-0821	山口市葵1-5-58	083-924-8123
	富山	富山県自動車整備振興会	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2	076-425-0882	四国	香川	香川県自動車整備振興会	761-8023	高松市鬼無町佐藤17-10	087-881-4321
関東	東京	東京都自動車整備振興会	151-0071	東京都渋谷区本町4-16-4	03-5365-2311		徳島	徳島県自動車整備振興会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番地7	088-641-1500
	神奈川	神奈川県自動車整備振興会	224-0053	横浜市都筑区池辺町3660	045-934-2311		愛媛	愛媛県自動車整備振興会	791-1113	松山市森松町1075-2	089-956-2181
	埼玉	埼玉県自動車整備振興会	331-8555	さいたま市西区中釘2082	048-624-1218		高知	高知県自動車整備振興会	781-5103	高知市大津乙1793-1	088-866-7300
	群馬	群馬県自動車整備振興会	371-0007	前橋市上泉町397-1	027-261-0221	九州	福岡	福岡県自動車整備振興会	812-0051	福岡市東区箱崎ふ頭6-7-16	092-641-3172
	千葉	千葉県自動車整備振興会	261-0002	千葉市美浜区新港156	043-241-7254		長崎	長崎県自動車整備振興会	851-0103	長崎市中里町1576-2	095-839-1177
	茨城	茨城県自動車整備振興会	310-0844	水戸市住吉町292-5	029-248-7000		大分	大分県自動車整備振興会	870-0907	大分市大津町3-4-13	097-551-3311
	栃木	栃木県自動車整備振興会	321-0169	宇都宮市八千代1-9-10	028-658-1994		佐賀	佐賀県自動車整備振興会	849-0928	佐賀市若楠2-10-10	0952-30-8181
	山梨	山梨県自動車整備振興会	406-0034	笛吹市石和町唐柏790	055-262-4422		熊本	熊本県自動車整備振興会	862-0901	熊本市東区東町4-14-8	096-369-1441
							宮崎	宮崎県自動車整備振興会	880-0925	宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735-7	0985-51-5008
							鹿児島	鹿児島県自動車整備振興会	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-16	099-261-8515
						沖縄		沖縄県自動車整備振興会	901-2134	浦添市字港川512-16	098-877-7065

※一般社団法人日本自動車整備振興会連合会より上記の自動車整備振興会に、保適証サービスの問合せ対応、利用申込み、利用者管理、 利用料金徴収(一部)関係の業務等を委託しております。

保適証サービス(電子保安基準適合証システム)ご利用マニュアル 平成29年1月 第1.0版発行 平成29年3月 第1.1版発行 平成29年4月 第1.2版発行 平成29年5月 第1.3版発行 編集兼 木場 宣行 発行者 木場 宣行 発行所 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 〇(03)3404-6141